支払い利用(非利用)に関

行の領収書等▽旅券・航空 する合意文書▽医療機関発

#### 出産育児一 国民健康保険 時金

葬祭費を支給

### (出産育児一時金) 国民健康保険被保険者が

象です(死産、流産の場合 対妊娠85日以上の出産が対 出産した場合に支給しま 以内に申請してください) す。(出産日の翌日から2年 でも支給)

要です。詳しくは、直接、

発行しました

ざすための会議(宗教お

平等社会の早期実現をめ

る地域で開催される男女

都および東京都に隣接す

予定の病院等で手続きが必

ご希望の方は、出産する

男女共同参画情報誌

「かたらい」 54号を

内に出産した場合は、以前 ※1年以上社会保険の本人 加入していた社会保険から 険の資格取得から6か月以 支給される場合があります であった方が、国民健康保 支給額45万円

# ※出産育児一時金直接支払

〈葬祭費〉

制度をご利用の場合は、そ

の差額が振込額となります

|申請書類等||口鑑||国民

取得から3か月以内に死亡 ※社会保険の本人であった 行った方に支給します。 いた社会保険から支給され 方が、国民健康保険の資格 内に申請してください) 亡くなられた場合、 葬祭を (葬祭日の翌日から2年以 た場合は、以前加入して 国民健康保険被保険者が

健康保険証>母子健康手帳

(死産、流産、海外出産の

場合は医師の証明書)▽通

**帳など振込先がわかるもの** 

>医療機関が発行した直接

## 支給額5万円

る場合があります

を行ったことを証する書類 込先がわかるもの 健康保険証▽申請者が葬祭 (領収書等)▽通帳など振 |申請書類等||印鑑||国民

※海外出産の場合は各書類

の和訳文

【出産育児一時金

直接支払制度]

が確認できる書類(海外出 券等の海外に渡航した事実

産の場合のみ)

042 - 387 - 9833 **間**保険年金課国民健康保険 (市役所第二庁舎2階台 ◇共 通◇

市が42万円を上限とし

出産育児一時金を病院

等に直接支払うことで、被

することを目的とした制度 関に支払う際の負担を軽減 保険者が、出産時に医療機

病院等にお問い合わせくだ

## 【出産育児一時金貸付制 度

ら申請を受け付けます。 ください。 詳しくは、お問い合わせ 出産予定日の1か月前か



集委員が、企画・執筆・ 参画に関する情報を発信 様性」を企画として掲載 物学的な面からの性の多 編集等を行い、男女共同 しています。 しています。今回は、「生 「かたらい」は、市民編

覧ください。 で配布しているほか、市 ホームページでも掲載し しいますので、ぜひ、ご 市内の主な公共施設等

### 国内研修事業の参加者 に費用の一部を補助

ます。 参加費用の一部を補助し 参加する市民の方々に、 成の促進に係る会議等に<br /> 男女共同参画社会の形

提出してください。 に連絡のうえ、申請書を 希望する方は、事前

が行われ、参加者相互の 利等を目的とするものを シンポジウム、分科会等 除く)であって、講演、 よび政治活動ならびに営 交流が行われるもの

居住し、18歳以上の方 ための諸経費の2分の1 の旅費、会議に参加する 極的に参加できる方 域活動および市行事に積 同参画に関心を持ち、地 ▽男女平等および男女共 補助の内容開催地まで

3 画室(142-37-985 **間**企画政策課男女共同参 **☆** 通◇ 現在で、市内に2年以上 ▽当該事業を実施する日 満たす方 資格次の条件をすべて

り決定します) 超えた場合は、抽選によ (申込者が予算の範囲を

## 男女平等社会をめざして 対象となる会議等東京

*ত্ৰন্থিত ৰূপিত ব্ৰম্পত তৰ্মীত ত* 

	相談名	相談名 とき		ところ・問合先	相談名	とき	ところ・問合先
	市民相談	月曜~金曜日 (市役所執務時間内)		広報秘書課広聴係(市役所第二 庁舎1階☎042-387-9818)	労 働 相 談	月曜~金曜日 午前9時~午後5時	労働相談情報センター国分寺事務所 (国分 寺市南町 3 -22-10☎042-321-6110)
	外国人相談 (English)	隨時 (Irregular)		□ ところ=市民相談室 □ ○予約が必要です(法律相談、	高齢者介護	月曜~土曜日	▷小金井きた地域包括支援センター (桜町1-9-5 ☎042-388-2440)
	法 律 相 談	11月2・4・9・11・16・ 18・25・30日	午 ~ いずれも午後~時30分から 時			午前9時~午後5時30分	▷小金井みなみ地域包括支援センター - (前原町 5 - 3 - 24☎042-388-8400)
	税 務 相 談	11月10・24日(電話相談)				第1~4火曜日、第2・4木曜日 午後1時15分~5時15分 ※電話で各地域包括支援センター へ予約してください	
	人 権 ・ 身の上相談	11月15日					▷小金井ひがし地域包括支援センター (中町2-15-25☎042-386-6514)
	建築・登記・ 表示登記相談	なし					▷小金井にし地域包括支援センター (貫井北町2-5-5☎042-386-7373)
	行 政 相 談	11月18日			木造住宅耐震相談	第2木曜日 午後1時30分~4時30分	まちづくり推進課住宅係 (市役所第二庁舎5階☎042-387-9861) へ1週間前までに予約してください
	相続等暮らしの 書類作成相談	11月17日					
	交通事故相談	11月9日		50/-9010/ ハリボリン C くんご セ い	シルハー人材センター入会相談福祉サービス	第2木曜日 (祝日の場合は第1木曜日) 午後1時~3時	シルバー人材センター本町作業所 (本町6-5-16 <b>☆</b> 0422-27-7117)
	年金・労務相談	11月2日					
	手話通訳者設置	▷午前9時~午後1時=11月 15・22・29日 ▷午後1時~ 月4・11・18・25日	-	自立生活支援課(市役所第二庁 舎 2 階 <b>☎</b> 042-387-9841FAX042 -384-2524)			福祉オンブズマン事務局 (市役所第二庁舎 8 階802会議室☎M = 042
(人 ひ女 教	女性総合相談			▷ところ=市民相談室	苦情・相談	午後1時~5時 	-383-1225) へ予約してください
	(夫婦・家族・人間関係)	11月5・11・12・19・26日 午後1時30分~4時30分		▷企画政策課男女共同参画室 (☎042-387-9853) へ予約し てください	創業相談	月曜~金曜日 午前10時~午後6時	▷ところ=東小金井事業創造センター (梶野町 1 - 2 - 36) ▷同センターホームページ (http://ko-to.info/) 申込フォームまた は電話 (☎0422-31-2040) で予約してく
	ひとり親・女性相談	月曜~金曜日 (市役所執務時間内)		子育て支援課(市役所第二庁舎 3階☎042-387-9836)	店舗・事務所物件探し相談 福祉総合相談 (1) はきったい (1) はいきったい (1) はいまったい (1)		
	教育相談	月曜~土曜日 午前9時~午後4時30分		教育相談所(本町6-5-3シャトー小金井別館3階☎042-384-2508)		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	ださい 福祉総合相談窓□(自立相談サポートセンター) (本町5-36-17☎042-386-0295)
	消費生活相談	月曜~金曜日 午前9時30分~午後4時 (正午~午後1時を除く)		経済課(市役所第二庁舎 4 階☎ 042-384-4999)			

の 談 

お気軽にご相談ください